

四国中央市への企業立地を応援します

企業の立地に対する優遇制度（企業立地促進条例）

- 指定企業（対象業種）
 - 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業…（全部）
 - 卸売業・小売業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）…（一部）
 - ※ 上記は、大分類の名称となります。中分類以降で該当しないものも含まれます。
 - ※ 四国中央市所有地への立地については、全ての業種

- 指定要件
 - ①製造業、電気・ガス・熱供給・水道業は、投下固定資産総額が2億円以上
 - ①以外の業種は、投下固定資産総額が1億円以上
 - ただし、中小企業者については、投下固定資産総額が3,000万円以上
 - ②雇用の拡大が図られること
 - ③都市計画法、建築基準法、工場立地法、その他の法令に適合するもの
 - ④建物の建築等を伴い、該当建物が建築基準法に規定する検査済証の交付を受けること
 - ※拠点営業所立地奨励金については、投下固定資産総額の要件はありません。

奨励金区分	交付要件	新規雇用従業員	奨励金額	交付期間	交付限度額（積算）
企業立地促進奨励金	指定業者が企業の立地をしたとき	20人以上	市が評価した額 ×1.4/100以内	5年	1億円
		10～19人		3年	
		5（2）～9人		2年	
	公有水面埋立地、市が造成した工業団地へ立地をしたとき	5（2）人未満		1年	
新規事業促進奨励金	新設（本市に事業所を有する企業が資本の額等の1/2以上を出資し、かつ既存事業と同種の事業を営む場合を除く）、新たな事業展開に伴う増設、更新または移転による企業の立地をしたとき	20人以上	市が評価した額 ×1.4/100以内	2年	5,000万円
		20人未満		1年	
拠点営業所立地奨励金	本社が県外にある企業が、拠点となる支店または営業所等を本市へ立地（移転含む。）したとき	10人以上	市が評価した額 ×1.4/100以内 （賃貸事務所等は、賃貸部分固定資産税相当額）	2年	5,000万円
		5（2）～10人未満		1年	
雇用促進奨励金	企業立地に伴い、新規市内雇用従業員を5（2）人以上雇用したとき。ただし関連企業から異動した従業員及び短期間労働者は除く。		新規市内雇用従業員数 ×50万円以内	1年	5,000万円

（ ）内の数字は、中小企業者の場合。

- ※ 中小企業者とは、中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいいますが、そのうち、中小企業者以外のものが、資本の額等の2分の1以上を出資しているものは除きます。
- ※ 「市が評価した額」とは、土地、建物及び償却資産の取得に対して、新たに市が賦課した固定資産税課税標準額をいいます。
- ※ 「新設」とは、本市に事業所を有しないものが事業所を立地する場合をいいます。
- ※ 「増設」とは、既設の事業所のほかに新たに事業所を設置する場合をいいます。

四国中央市へ立地した場合の奨励金額の目安（例）

土 地	建物・償却資産	雇 用	計
用地購入費（約 2,000 坪） 1.5 億円	工場、施設建設費 2 億円	市内新規雇用従業員 15 人	3.5 億円
企業立地促進奨励金 （1 年目） ・固定資産税額（約 100 万円） （2 年目） ・固定資産税額（約 100 万円） （3 年目） ・固定資産税額（約 100 万円） 計 約 300 万円	企業立地促進奨励金 （1 年目） ・固定資産税額（約 140 万円） （2 年目） ・固定資産税額（約 135 万円） （3 年目） ・固定資産税額（約 130 万円） 計 約 405 万円	雇用促進奨励金 （1 年目） 50 万円×15 人 計 750 万円	< 3 年間の合計 > 約 <u>2,170 万円</u>
新規事業促進奨励金 （1 年目） ・固定資産税額（約 100 万円） 計 約 100 万円	新規事業促進奨励金 （1 年目） ・固定資産税額（約 140 万円） 計 約 140 万円		
拠点営業所等立地奨励金 （1 年目） ・固定資産税額（約 100 万円） （2 年目） ・固定資産税額（約 100 万円） 計 約 200 万円	拠点営業所等立地奨励金 （1 年目） ・固定資産税額（約 140 万円） （2 年目） ・固定資産税額（約 135 万円） 計 約 275 万円		
計 約 600 万円	計 約 820 万円	計 約 750 万円	

※金額は固定資産税額により変動します。

愛媛県の優遇制度も受けられる場合があります。

愛媛県企業立地優遇制度（抜粋）

■製造業等の誘致企業に対する支援

- 対象業種 製造業、流通4業種（道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、こん包業）
- 要 件
 - ①投下固定資産総額 1 億円以上
 - ②新規県内雇用者数 10 人以上（常用雇用者に限る）
 - ③指定工場に指定後、3 年以内に操業を開始すること。

助成金区分	交付額	限度額
奨励金 （企業立地促進要綱）	工場建設等に伴う投下固定資産額の一定割合：10%	1 指定工場あたり計 5 億円
キックオフ奨励金	操業初動時の事業安定化に資すると認められるガス、電気などの公共サービス代金等に係る経費の 2 分の 1	1 指定工場あたり 1,000 万円
雇用促進助成金	県内新規雇用常用労働者数×50 万円	5 億円

※要件の詳細やその他の奨励金については、直接愛媛県へご照会ください。

◆愛媛県庁 経済労働部 企業立地課（電話：089-912-2259）

四国中央市への企業立地のお問い合わせは

四国中央市 経済部 産業支援課

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号（市役所本庁舎棟 3 階）

TEL/0896-28-6186 FAX/0896-28-6242